

〇〇町地区防災計画

基本方針

- ・
- ・

写真（なくても可）

令和〇〇年〇月

〇〇町町内会
(〇〇町自主防災組織)

1. 地区の概要

(1) 地区の特徴

① 地区の範囲

〇〇町内会(行政区)

② 地区の社会特性

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

③ 地区の災害リスク

- ・
- ・
- ・
- ・

(2) 今後想定される災害

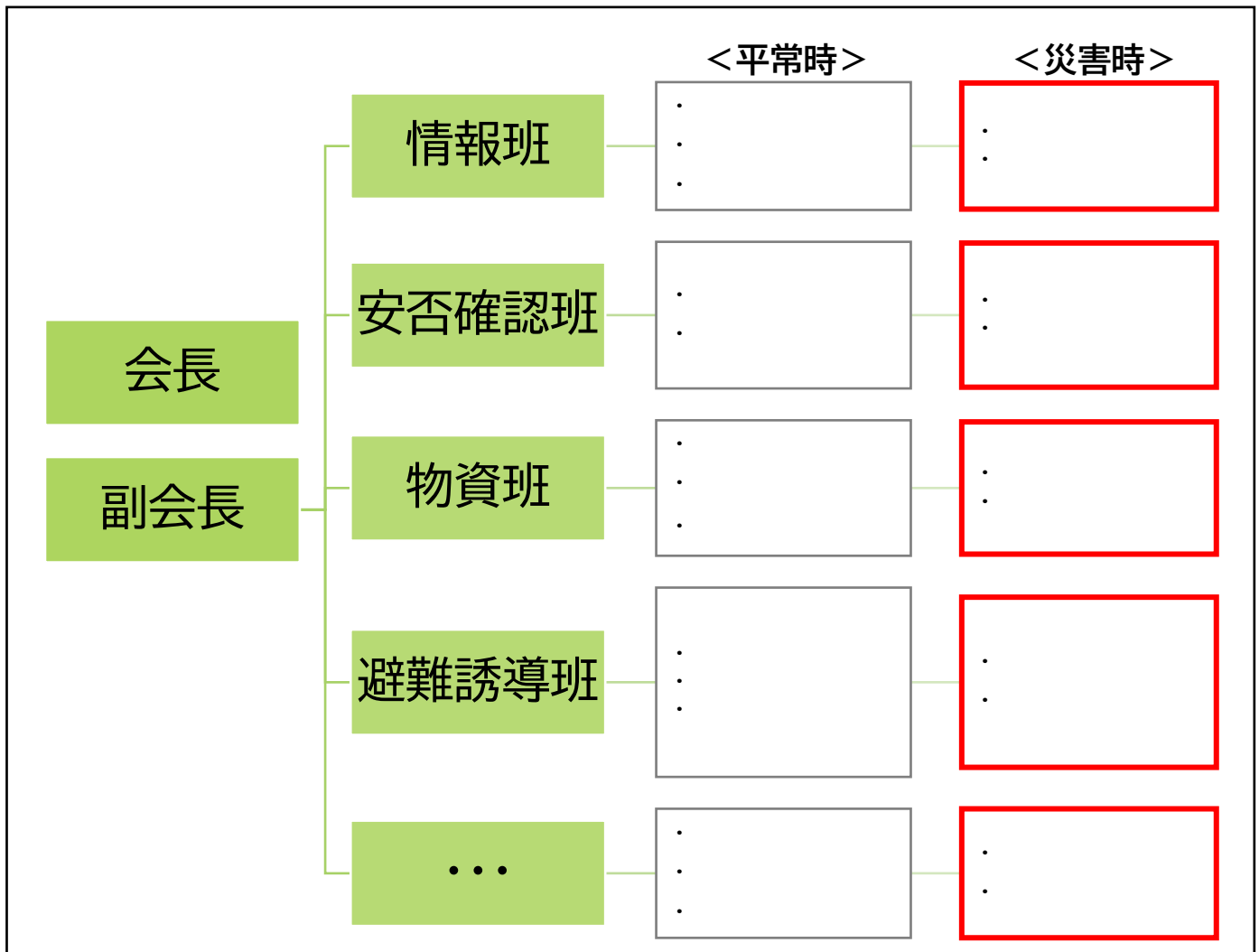
災害種別	想定	対策
豪雨災害 (洪水・土砂)	・ ・	・ ・ ・
地震災害	・ ・ ・	・ ・ ・

【参考】過去の災害での地区の状況

災害名称および 災害発生日	災害による被害状況と当時の状況
□□地震 平成○年○月○日	福島県沖を震源とする地震で、建物被害による死者・負傷者が発生し、電気・ガス・水道のライフラインが停止した。 ○○地区では、最大震度○を観測し、負傷者○名、全壊○棟、大規模半壊○棟、半壊○棟、一部損壊○棟の被害があった。地区内の崖が崩れ、道路が通行止めになり、住民の生活に障害が出た。
△△豪雨 令和○年○月○日	市内に線状降水帯が発生し、24 時間(○日○時～○日○時)で500mm以上の記録的豪雨となった。釈迦堂川と阿武隈川が氾濫し、河川周囲の地区が浸水した。 ○○地区では、最大○mの高さまで浸水した箇所があり、床上浸水○世帯、床下浸水○世帯、負傷者○人に被害があった。
□□台風 令和○年○月○○日	福島県中部から南部に停滞した台風○号により、阿武隈川流域に記録的な降雨をもたらした。○×遊水地の護岸決壊や土砂の流出などが発生し、住宅と農作物に大きな被害をもたらした。 □□地区では、床下浸水、床上浸水の被害があり、避難時に転倒し 3 人の住民が負傷した。

2. 防災活動

(1) 活動体制



(2) 平常時における活動

活動項目	具体的な内容	実施時期
防災体制の確認	地区での活動体制について、役割の確認をする。	毎年〇月頃
要配慮者の支援体制の整備	要配慮者が迅速に避難できるように、要配慮者を把握し、支援を行う方との関係を形成する。 住民の状況に応じて優先順位を事前に決めておく。	毎年〇月頃
防災訓練	市や消防署、社会福祉協議会などの協力を得ながら開催する。避難所運営訓練、炊き出し訓練、消火訓練等を実施する。	毎年〇月頃
備蓄品、資機材の点検	備蓄品や資機材がいつでも使用できるように、使用期限切れや不足、破損、故障などがいないか定期的に確認する。	毎年〇月頃
防災知識の普及・啓発	各住民の災害への対策や避難のタイミングなどを知ってもらうために、防災講話などを実施する。	毎年〇月頃
	防災意識の醸成のため、市の防災訓練などに参加する(参加を促す)。	毎年〇月頃
地区の安全点検	地区内の危険箇所を把握する。必要時は、防災マップの更新をする。	毎年〇月頃
地区防災計画の見直し	年間の防災活動の結果を検証し、計画の見直しをする。	毎年〇月頃
...	...	...

(3) 災害時における活動

活動項目	担当	活動内容
役員の召集 本部設置	会長 副会長 各班長	・ 会長は、役員を招集し地区の対策本部(緊急役員会など)を立ち上げる。 【地震】震度 6 弱以上 【風水害】警戒レベル 4 以上が見込まれる場合 ・ 組織全体の動きを把握し、必要な人員の調整をする。 ・ 安全確認を行い、無理のない活動を行う。
情報収集・伝達	会長 副会長 情報班	・ 災害が発生している、もしくは危険が予想される場合には、防災行政無線や連絡網を使用し、地区住民に避難を呼びかける。 ・ 地区の被害状況を把握し、本部に集約し、市災害対策本部に報告する。
安否確認 要配慮者の支援	安否確認班 福祉班 (会長)	・ 住民の安否確認をする(要配慮者は早めに)。 ・ 避難行動要支援者名簿※の情報を活用し、要配慮者の安否確認および避難支援をする。 (※ 名簿は、町内会・行政区長が市から受取済み)
避難所の運営	物資班 福祉班	・ 集会所に開設された避難所を運営する。 ・ 避難者の受入準備をする。 ・ 避難者の情報(状況)を取りまとめる ・ 住民が持ち寄った食材や備蓄品により炊き出し活動をする。 ・ 避難者に困りごとがないか声掛けする。 ・ 不足しているものを取りまとめ、市へ要請する。 ・ その他、安全、安心な避難所環境のため活動する。 (感染対策、犯罪対策など)
...	...	...

※ 担当班および人員は、会長の指示のもと臨機応変に対応する。

3. 防災マップ

手書き、PC 作成も可

4. 要配慮者への対応

災害時に自力で避難が難しい高齢者(特に独居)や障害を持つ方などは、地域で協力して安全で確実な避難を支援することが大切です。市から町内会・行政区長、民生委員に配布している「避難行動要支援者名簿」を参考に、以下について取り組みます。

(1) 平常時の活動

- ① 要配慮者毎に支援者や支援の範囲、支援体制を検討します。
 - ② 支援者には、平時からの声掛け
 - ③ 避難誘導訓練などの周知、参加を呼びかけます。
- ※ 要配慮者は、市から提供される避難行動要支援者名簿を参考とします。ただし、本名簿は個人情報であることから、町内会・行政区長が保管・管理し、その許可のもとで班長や支援者のみが閲覧できます。

(2) 災害時の活動

<地震災害>

- ・ 支援者は、発災後ただちに町内会・行政区長などと連絡を取り合い、要配慮者への支援活動の判断をします。
- ・ 避難誘導を実施した支援者は、要配慮者の状況(安否情報、避難先など)を町内会・行政区長に報告します。

<風水害、土砂災害>

- ・ 支援者は、気象警報や避難情報などをもとに、できるだけ早い支援活動の判断に努め、町内会・行政区長と連絡を取り合い、避難支援をします。
- ・ 避難誘導を実施した支援者は、要配慮者の状況(安否情報、避難先など)を町内会・行政区長に報告します。

自分の安全が第一

支援活動は可能な限りで、無理な行動は避けましょう。

二次災害にあわないようにしてください。

5. 防災関係施設・資機材等リスト

(1) 避難所・避難場所

種別	施設名	住所	駐車場の有無	対象災害		
				洪水	土砂	地震
指定一般避難所	〇〇小学校体育館	〇〇町 25	有	○	○	○
	〇〇中学校体育館	〇〇〇90	無	×	○	○
	〇〇コミュニティセンター					
	〇〇集会所					
指定福祉避難所	保健センター					
指定緊急避難場所	市役所					
	〇〇中学校校庭					
	〇〇コミュニティセンター広場					
	〇〇防災公園					

(2) 防災関係機関・施設の連絡先

種別	機関・施設名	電話番号
市	須賀川市役所(災害対策本部)	- -
	□□市民サービスセンター	- -
	防災行政無線音声ガイドサービス	- -
消防署	須賀川消防署	- -
	須賀川消防署□□分署	- -
警察	須賀川警察署	- -
医療機関	□□□□病院(内科、外科、小児科)	- -
	□□医院(内科、耳鼻科)	- -
	休日夜間急病診療所	- -
電気	□□電力 ○×営業所	- -
ガス	□□ガス □○営業所	- -
水道	水道お客様センター	- -

(3) 防災資機材

物品	数量	保管場所	備考
ヘルメット	10	〇〇集会所 防災倉庫	白色
ブルゾン	10	〇〇集会所 防災倉庫	L サイズ、男女兼用
懐中電灯	10	〇〇集会所 防災倉庫	単二電池3本付属
拡声器	1	〇〇集会所 防災倉庫	単二電池6本付属
ブルーシート	3	〇〇集会所 防災倉庫	7.2m×7.2m
トラロープ	3	〇〇集会所 防災倉庫	1m
スコップ	6	〇〇集会所 防災倉庫	剣角各3本
バケツ	10	〇〇集会所 防災倉庫	トタン
発電機	1	〇〇集会所 防災倉庫	定期運転が必要
ガソリン(発電機用)	20L	〇〇集会所 防災倉庫	
灯油(ストーブ用)	20L	〇〇集会所 防災倉庫	
保存水	120 本	〇〇集会所 集会室	500ml×24 本／箱
毛布	15	〇〇集会所 集会室	
ストーブ	3	〇〇集会所 集会室	
ラジオ	2	〇〇集会所 集会室	
...			

資機材の例

① 救出・救護

ロープ、のこぎり、はしご、バール、応急手当物品(包帯、消毒液等)、担架 など

② 情報収集・伝達

トランシーバー(無線機)、拡声器、ラジオ、充電器、地図、防災ガイドブック、ペン など

③ 避難所運営

発電機、投光器、ブルーシート、筆記用具、テーブル、ストーブ、防犯ブザー など

④ 炊き出し・給水

給水タンク(袋)、ガスボンベ、ガスコンロ、鍋、ラップ、割りばし、紙コップ など

6. 地区タイムライン

○ 水害

警戒レベル	気象庁が発表する警報等	須賀川市が発令する避難情報	〇〇町町内会 (〇〇自主防災組織)	住民
5	大雨 特別警報	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保	
4	土砂災害 警戒情報	避難指示	- 一般住民に避難を呼びかける - 避難誘導を開始	- 危険な場所から全員避難 - お隣さんに避難呼びかけ
3	大雨警報 洪水警報	高齢者等避難	- 要配慮者の支援を開始 - 地区の被害、避難状況を把握 - 避難所開設	避難に時間がかかる要配慮者とその支援者は避難
2	大雨注意報 洪水注意報	—	- 役員へ連絡 - 要配慮者の支援者へ、避難支援の準備を伝える - 地区の状況確認	- 気象情報を収集 - 避難行動を確認 - 非常用持ち出し品を準備

※上表はあくまで「行動の目安」であり、周囲の状況をみて町内会長の判断により臨機応変に対応する。

○ 地震(震度6弱以上を想定)

	出来事	〇〇町町内会(〇〇自主防災組織)
初動対応	- 火災発生 - 救命救急活動 - 停電、断水、ガス停止 - 建物倒壊	- 安全が確保できたら活動開始 - 情報収集開始 - 要配慮者の避難を支援 - 出火防止の広報、出火がないかの確認 - 災害対策本部設置、役員召集
応急対応	- 被害の内容、範囲が判明 - 住民が避難開始 - 停電解消	- 避難所開設準備・運営 - 衛生管理 - 資機材の搬入、設置 - 炊き出し、給水活動 - 避難者の体調管理、在宅避難者の把握と声掛け
復旧復興	- 水道やガスの復旧 - 仮設住宅入居開始 - 避難所閉鎖	災害対策本部解散

